

令和5年度 高島町立高島中学校 部活動のあり方に関する方針

1 はじめに

学校教育の一環として行われる部活動指導においては、生徒の多様な体験を充実させたり、健全な成長を促したり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です

本方針は、高島町における運動部活動のあり方に関する方針をはじめスポーツ庁・文化庁ガイドライン並びに山形県の方針に基づき、本校生徒の心身の調和のとれた発達を促し、かつ家族との団らんや地域活動の機会を尊重できるよう、学校、家庭、地域との連携を図りながら、望ましい部活動のあり方を推進していくための取組を定めるものです。

2 部活動の基本方針

- (1) 部活動への加入は「任意」とします。ただし、前述の部活動における教育的意義や高校入選時の評価・優遇の観点を保護者様にもご理解願いながら、加入を推奨します。
- (2) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになります。
- (3) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組みます。
- (4) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制（※1）を構築します。
※1 ①休養日の確保
②短時間で効率的な指導方法の研究
③専門家・養護教諭との連携による発達段階や性差に対応する適切な指導
- (5) 学校と地域が部活動について協働・融合（※2）して取り組めるようにします。
※2 ①部活動指導員、校長委嘱の外部指導者との連携・協力
②地域スポーツ少年団との連携・協力

3 運動部活動の休養日及び活動時間について

- (1) 休養日
 - ① 平日は、1日（毎週月曜日）以上の休養日を設ける。
 - ② 週休日は、1日（日曜日）以上の休養日を設ける。
 - ③ 学校間での練習試合は、できるだけ土曜日に設定する。
 - ④ 各種大会や練習試合、施設使用の関係で、土日両日に活動を行わなければならない場合は、毎週月曜日の他、平日に1日休養日を設ける。
 - ⑤ 上記①～④を原則としながらも、活動日（休養日）や活動時間において、学期のスパンで振替をおこなうことで平準化していくことを認め、生徒の活動意欲や心身の健康に合わせた柔軟な活動が展開されるよう調整していく。
- (2) 活動時間
 - ① 平日の活動時間は、2時間程度とする。
 - ② 週休日等の活動時間は、3時間程度（ただし、練習試合、大会等はのぞく。）とする。ただし、毎週参加のような過度なものにならないようにしていきます。
 - ③ 種目特性も考慮し、週当たり16時間程度を目安とします。
- (3) 中体連大会前強化期間の活動
 - ① 6月の地区総体並びに9月の地区新人大会、7月の吹奏楽地区予選会等の1か月前から練習強化期間とし、週休日2日間の活動を認めます。その場合、平日に休養日を2日間以上設定し、1週間内に2日の休養日を確保します。
 - ② 諸事情（天候等）により、休養日を2日間確保できない場合でも、少なくとも1日は設定し、残り1日を別の期間に1日加算して休養日を設定します。（上記（1）-⑤適用）

- (4) 長期休業中の休養日について
- ① 長期休業中は、連続した休養日を設定します。
- (5) 始業前練習（朝練習等）について
- ① 始業前の部活動及び自主練習等は、例外を認めず行わないものとします。
- (6) その他
- ① 定期テスト前後の一定期間（テスト前3日間）は、部活動休止日を設けます。
 - ② 部活動への参加は、第3学年における中学校体育連盟主催の大会出場が終了するか、各種コンテスト・コンクール並びに上位大会（東北、全国大会等）終了後までとします。

4 保護者会主催の活動について

- (1) 部活動顧問は、保護者会が設置された場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会（クラブ活動）を主催することのないよう保護者の理解と協力を求めます。

5 校外クラブ（スポーツ少年団も含む）等での活動について

- (1) 校外のクラブ活動（野球のシニアチーム、サッカークラブチーム、空手、ダンス、スポーツ少年団活動等）に所属し活動することを認めます。
- (2) (1)を希望する生徒については、本校が設置する部活動への加入を要しないが、校内では、便宜上「校外活動班」所属として、人員把握をしていきます。
- (3) 校外活動班担当教諭は、年度初めに人数並びに活動団体等を把握するとともに、部活動毎に周知の必要がある事項が生じた場合等に校外活動班を招集し周知します。
- (4) 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ（スポーツ少年団等）」の活動が、学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の運動部活動と地域スポーツクラブの活動日・活動時間を合わせても、上記3の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるように調整を図るようにします。
- (5) 部活動顧問は、上記に示したような「地域スポーツクラブ」への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得るよう努めます。
- (6) 中体連主催大会への参加資格の緩和にともない、中体連で認可された地域スポーツ団体から中体連主催大会への参加を希望する場合は、「参加区分決定書」を提出することとします。**

6 大会参加、県外遠征等について

- (1) 主催者が中学校体育連盟以外の大会参加や練習試合等の参加については、過度な活動にならないよう参加を精選していきます。
- (2) 実施地が県外にあるときの大会参加や県外遠征、宿泊を要する合宿等を実施するときは、実施計画書を添えて、あらかじめ教育委員会に届け出ること。

7 年間計画及び活動実績について

- (1) 部活動顧問は、新1年生の正式入部が始まるまでに、月毎に活動計画を作成します。
- (2) 部活動顧問は、毎月末に校長まで活動実績を提出します。

8 その他

- (1) 部活動の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努めます。
- (2) 部活動の保護者会等が設置された場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努めます。

R 5 部活動部員数

	部名	1年	2年	3年	合計
1	野球	10	14	4	28
2	サッカー	14	0	11	25
3	ソフトボール	6	5	7	18
4	男子バスケ	16	7	9	32
5	女子バスケ	7	8	3	18
6	男子バレー	4	8	2	14
7	女子バレー	4	7	8	19
8	男子ソフトテニス	8	5	14	27
9	女子ソフトテニス	6	9	16	31
10	男子卓球	8	9	6	23
11	女子卓球	1	4	5	10
12	ホッケー	3	4	10	17
13	男子バドミントン	6	17	9	32
14	女子バドミントン	5	15	7	27
15	柔道	5	4	3	12
16	剣道	3	7	7	17
17	陸上競技	18	21	11	50
18	吹奏楽	13	17	13	43
19	美術	19	21	19	59
20	農業生産	5	12	14	31
21	総合文化	11	7	10	28
校外 活動班	校外クラブ活動等	8	12	11	31
	無所属	5	4	3	12
				総計	604